

市場社会と財政によるスポーツ政策

スポーツの民主主義的態度の涵養について

Market Society and Public Financing for Sports Policy

Effects of Sports on cultivating a Democratic attitude

中 嶋 則 夫*

Market societies promote affluence and fulfil our lives. They also demand societal behavior which avoids creating social problems. Democracy is the device which enables good societies to solve any social problems created in market societies, by allowing members to vote.

After WWII, the GHQ promoted sports in Japan to cultivate a democratic attitude. Through sports, rules are deliberated and modified for mutual benefits, maintaining a well-functioning society.

Sport has both good and bad aspects that cultivate attitudes towards voting, which is important in a democracy. If the good side of the attitude is utilized when voting, it may solve social problems and society benefits. If the bad side is utilized, the opposite is true. Sports attract and influence many people. This paper discusses the good and bad aspects of sports in our attitudes towards democracy and how to prevent the bad effects of sports on voting in market societies through public finance.

Norio Nakashima

JEL : H52, Z28

キーワード : スポーツ、法、民主主義、信念、投票

Keywords : sports, law, democracy, belief, vote

はじめに

市場社会で豊かに暮らすためには、市場との関わり合いを考えずには議論で

* 広島経済大学経済学部経済学科教授

きない。生きていくために貨幣を媒介として、必要な財・サービスと交換するため、生産要素市場に生産要素を供給し、その対価を得る必要がある。このような経済循環の中で、豊かさを実現するためには、このような経済システムに起因するさまざまな社会問題を多角的に解決していかなければならない。われわれの生活に関わる様々な社会問題を見つけ解決する方法として投票を基礎とする民主主義がある。

社会問題の解決を担う一つの組織が政府である。政府は、市場を流通する貨幣の一部を獲得して政策実施のための貨幣的な裏付けを得るとともに法的権限を用いて、一定の秩序のもとで、われわれの幸福と安全を確保する政策を行う。

戦後 GHQ は、日本においてスポーツ¹⁾ を奨励したとされる²⁾。その目的は、スポーツに関わる人たちが規則を定め、その規則に従いスポーツを行う経験ができる点にある。このような行動が、民主主義的生活の良い手本であると考えられていたからである。

GHQ がスポーツを奨励したことは、政府の政策目的を実現するために必要な民主主義的態度の涵養機会をスポーツ活動が提供してくれることを意味している。スポーツは、体育という教科科目で多くの子供たちに学校教育を通じて教えられており、目的の実現に向け有効に機能すると判断した結果と思われる。

現在、スポーツ基本法を根拠に、スポーツを推進する政策が実施されていることを考えれば、スポーツという遊びが、経済活動として市場で取引される単なる財・サービスであるだけでなく、政府の行う政策の目的に沿った効果をもたらすものであるはずである。そうであるならば、スポーツが民主主義にどう関係するかを明らかにする必要がある。特に、坂井 (2015) が「投票のない民主主義はない」と言うように、投票は民主主義に欠かせないわれわれの意見を集約する手段である。従って、その投票の対象となる選択肢と、選択肢間の選好順序の基礎となる信念の形成過程、信念に基づく選好順序の表明機会として

1) 「sports とは、[...] 日常から離れた『余技』『余暇』『レジャー』といった意味の言葉で/[...] 日常生活の労働から離れた『余技』や『余暇』はすべて『スポーツ』で、実際、ヨーロッパでは、チェスやチェッカーといったゲームもスポーツととらえている国も少なくありません。『スポーツ』とは基本的に『遊び』と言えるのです。」(玉木、2001、p.25)

2) 玉木 (2001) p.32 参照

の投票方法と投票結果との関係、投票結果の評価規準に基づく適切な投票方法の選択、という一連の項目が、スポーツにより形成される人々の行動様式および態度からどのような影響を受けるかを考察することは重要である。

ここでは、現在用いられている投票方法がもたらす結果が、自ら従う根拠として妥当かどうか、投票時の判断の土台となる信念に誤りが含まれることや、われわれの自然な弱点も投票結果に影響を与える点についても考慮して議論をする。合わせて、コンヴェンション³⁾との相互作用について考察し、今後の民主主義を展望する。

次に、投票に影響を与えるこれらの要素を参考に、スポーツに関わることで育まれる態度が、投票にどのような影響を持つかについて考察し、民主主義的態度の涵養の観点からスポーツの価値について議論を深める。

さらに、戦前の体育とスポーツの関係性の中で、現在育成されている人材にどのような影響を与えるかを明らかにし、問題点及び課題から今後を展望する。

1. 投票を通じた民主主義がどのように暮らしを豊かにするか

われわれがわれわれのことを決める方が、伝統や権威、宗教などに任せる場合よりも良い決定ができるという前提があると坂井 (2015) は言う。他方でそれにたどり着くためには、たとえ偏っていても叩き台として各自が持つ信念が必要であるともサンデル (2010)⁴⁾ は述べている。

3) 「このコンヴェンションは、約束と同じ性質のものでない。… 約束自体でさえ、人間のコンヴェンションから生じるからである。それは、共通利益の一般的感覚 (a general sense of common interest) にすぎない。それは、社会の全成員が互いに対して表現しあう感覚であり、その感覚によって彼らが自らの行動を一定の諸ルールによって規制するように誘う。他人の財をその人が所持するままにさせておくことが私の利益になるのは、その人が私に関しても同じ仕方で行為する場合のみであることを観察する。その人は、自分の行為を規制することに同様の利益があることを感じるができる。このような利益の共通感覚が相互に表現され、両者に知られるときに、この感覚は適切な決断と行動をもたらす。(THN III 2-2 pp.314-315)」(勢力他、2017、pp.81-82)

「人びとが相互に表現しあう『共通利益の一般的感覚』が、不便や無秩序を減らすことに役立つルールの適切な形を人々に自然に探らせる」(勢力他、2017、p.82)

4) 「プラトンが言いたいのは、正義の意味や善良な生活の本質を把握するには、先入観や決まりきった日常生活を乗り越えなければならないということだ。プラトンは正しいと思うが、それは

われわれの持つ特性に従って形成される多様な信念は、多数決による結果を歪める可能性がある。また、多数決とは異なる投票方法によっても、得られる結果が歪められる可能性がある。

われわれの直面する社会問題をどのように認識し、どのような政策で解決し暮らしを豊かにするか投票を通じて決める際にも、投票に向かう態度が投票結果を歪めることもある。これらを踏まえれば、投票を通じて様々なことを決定する民主主義は、どのような決定がわれわれの生活を支配するのかを問うとき、その決定事項を無条件に受け入れることに注意を払う必要がある。

以下では、意見の集約方法としての投票方法とその結果が、どのような意味を持ち、われわれの行動がどのように影響するかを議論する。

次に、複数の選択肢への選好順序に従って投票を行うが、その投票に影響を与える信念の形成過程や、他者との距離感による偏愛と排除の傾向というわれわれの自然な弱点が生み出す、最悪と思われる事態の影響を緩和するコンヴェンションの働きについて考察する。

最後に、社会をあるべき範型に近づけるよう皆が絶え間ない修正に取り組み続ける姿勢の一つとして、投票の結果を民意と呼べるような投票方法を探る今後の営みの可能性について議論する。

1.1 投票による意見の集約結果に従う根拠としての規準

われわれの暮らす市場社会は、自分のことは自分で決める、決めることができるとする市場での取引と、そうではない領域に分けることができる。後者は、われわれに関わることはわれわれで決める、決められる、決めたいという

一部に過ぎない。… 道徳をめぐる考察が弁証法のプロセスを踏む - つまり具体的状況における判断と、そうした判断の土台となる原則のあいだを行ったり来たりする - なら、いかに偏っていて素朴なものであろうと、たたき台としての意見や信念が必要となる。… /道徳をめぐる考察が政治に向かうとき、つまり、どんな法律がわれわれの共同生活を支配すべきかを問うとき、市民による騒動は避けられない。… そうした論争を通じてわれわれは、道徳的・政治的信念を明瞭にし、正当化する-しかも家族や友人だけでなく、同じ市民という要求の厳しい仲間のあいだにおいても。/だが、それ以上に要求が厳しいのが、古代から現代までの政治学者の面々である。彼らはときには過激で人を驚かすような方法で、市民生活に命を吹き込む理念について考え抜く。」(サンデル、2010、pp.42-43)

ことを土台とする民主主義である。

坂井（2015）は、社会における人間の支配・被支配の関係を、どのように解消するかについて、民主制について論じたルソーの社会契約論から、一般意志⁵⁾による共同体の運営をその解決策として紹介している。また、投票の無い民主制はないことから、一般意志を探るための様々な意見集約手段としての投票について議論を行っている。

そこでは、人々は投票の対象である選択肢間に順序を付け、それに従い投票することになる。その選択肢間の順序付けに影響を与えるのが信念となる。われわれは、形成された信念により、多数決などの方法により投票を行い、共同体を運営するための、一般意志を探ることになる。

その投票方法には、多くのものが提案され、票の割れ、投票の棄権、戦略的投票などにより、正しくわれわれの意見を集約⁶⁾できず、問題が生じるとの指摘がされている。それは、集約された意見に、自ら従う態度にも影響を与える。

坂井（2015）は、投票によって選ばれる、われわれの意見を代表する選択肢は、次のような特徴を有しているものがふさわしいとする、コンドルセの見解を紹介している。

「(選択肢の) ペアごとの多数決において、他のどの選択肢に対しても、多数派の支持を得られる選択肢。これ以上に『多数派の意思』を反映した選択肢

-
- 5) 「一般意志とは、個々の人間が自らの特殊性をいったん離れて意志を一般化したものだ。意志を一般化するとは、自己利益の追求に何が必要かひとまず脇に置いて、自分を含む多様な人間がともに必要とするものは何かを探ろうとすることである。/それゆえ一般意志は人々を対等に扱い、人間に共通の必要を尊重し、平等性を志向する傾向を持つ。個人が特殊的な『私』の次元から一般的な『公』の次元へと思考を移すという、熟議的理性の行使-それを意志の一般化と呼ぼう-を通じて自分たちで共同体を運営するのが、人民が一般意志の指揮の下に置かれるということだ。/これを特にむつかしく考える必要はない。自治には公私の区別が必要だということを、純化して表現したものだからだ。要するに、私的領域では自分のことだけを考えるのが許容されても、公的領域ではそうでないということだ。公私の領域に区別がないと、往々にして『公』の名のもとに『私』が踏みこまれる。だからそれはあつたほうがよい。」(坂井, 2015, pp.76-77)
- 6) 陪審定理は、論証により示される統計学の知識としての大数の法則を用い、一定の制約の下、十分な情報交換の後に、票の割れが起こらない二つの選択肢に絞り、多数決を行うと、正しい選択肢を高い確率で選ぶことができる方法としてコンドルセが示したと坂井（2015）は紹介している。

はない」(坂井、2015、p.37)

これは、ペア勝者規準と呼ばれる投票方法を評価する規準である。その他に、ペアとなる選択肢間の投票ですべてに負けるペア敗者が 2 位から最下位のどれかになり、最上位にならないことを求める規準や、ペア勝者弱規準という、ペア勝者が、最下位にならないとする規準もある。

これらの規準をわれわれの馴染みの深い多数決に適用すると、多数決はどの規準も満たさないとされている⁷⁾。票の割れを防ぐには、多数の選択肢を二つの選択肢⁸⁾まで絞る熟議⁹⁾が必要となる。

さらに、自ら棄権することで、自分に都合のいい状況を作ろうとすることが可能かの規準(棄権防止性)や虚偽の選好順位の表明で、自らの上位の選好順位が実現しない可能性が想像できる場合、敢えて、選好順位の低い選択肢に高い評価を与え自分に都合のいい状況を作ろうとすることが可能かどうかの規準(耐戦略性¹⁰⁾)もある。

このような点に注目すれば、投票により選ばれた選択肢は、民意というよりは、意見の集約に用いられた投票方法によって投票が行われた結果であると坂井(2015)は言う。

これらを考慮すれば、様々な投票方法を用いて投票が行われた場合、その結果の持つ意味は、あいまいなものとなり、自らが従う根拠を弱めかねない。

更に、投票方法に伴う不安定な結果につながる要因には、投票時点の誤りを含む信念による判断の影響もあるため、解決すべき課題は多くある。

投票結果を基礎に、民主主義を機能させるには、投票結果に影響を与える行動規範を逸脱しない仕組みや、人間の持つ性質が、ある確率で表出しても、投

7) 坂井(2015) p.59 の表を参照

8) この場合、選択肢を、二つに絞る方法については、更なる議論が必要であるが、正しい選択肢を選ぶことが一定の確率で可能である点は重要である。

9) 熟議には、選好を単峰性に近づける効果があるとする研究がある。坂井(2015) p.127

10) 自らの、または、自分たちの利益のために相手を欺く行動は、競技スポーツにおける勝利に向けた行動規範としては、ルールの範囲内で許容されている。従って、スポーツという遊びの世界を離れたら、その行為は許容されないことを私利から離れた一般意志の探索結果を歪めるという理由でスポーツの現場では常に伝えなければならない。

票結果が、集約した意見に相応しい性質を持つ投票方法に移行する必要性がある¹¹⁾。従って、長期的には投票に向かう態度で結果が左右されない投票方法への見直しが必要であり、現在はその大きなプロジェクト¹²⁾の途中と考えられると坂井（2015）は言う。

このように考えれば、その投票対象である選択肢と選択肢間の選好順序を決める過程についても議論が必要であるので、投票に影響与える、信念の形成過程と、われわれの持つ弱点について議論する。

1.2 投票対象選択肢の選好順序と信念、因果の蓋然的推理、論証による知識

投票方法を選ぶ際は、その結果の持つ性質から選ぶことが重要である点を議論した。その投票は、選択肢への選好順位に依存して投票方法に従い行われ、その選好順位には、信念が関わっている。

その信念の形成に関して、勢力（2016）は、ヒュームの言説から、その形成過程に影響を与えるものが想像力であるとしている。ここで重要となることは、われわれの信念は、その形成過程で参考にする情報が限定的であり、想像力が影響するため、誤りを含んでいることである。

まず、勢力（2016）は、信念の形成に重要となる、われわれの因果に関する蓋然的推理を行う過程が想像力により支えられているというヒュームの考えを、次のように紹介する。

「A に続いて B が生じるという繰り返しの規則性（恒常的连接）を経験す

11) これは、判断に誤りを含むが、投票を通じて正しい判断に辿り着くことを示した、陪審定理の議論に通じている。また、中位投票者定理は、中位ルールで選ばれる選択肢は、選好の単峰性を満たすと、耐戦略性を持ち、ペア勝者となり、棄権防止性も満たすことを坂井（2015）pp.96-108 は紹介している。さらに、前掲書 p.127 は、「熟議には論点を明確化して、選択肢への順序付けを単峰的にする作用があることを…突き詰めた」とする研究を紹介している。

12) 利己を離れ他者との共通点を投票などの方法を通じて皆で探った結果がゆがめられる可能性がある。（票の割れへの対応は投票前の熟議を通じた二択に絞り込む必要がある）

歪みが無ければ、私利を離れて共通点を探り多様な人間が必要とするものを共同体は提供できるはずである。

現状を理想に近づける行動規範、将来的にはそのような行動規範が無くても理想の結果に近づけられる投票方法の特定。（虚偽申告を防ぐセカンドプライスオークションの原理、スコアリングルールによる投票など、コンヴェンションの誘発方法の開発としての芸術文化活動。）

ると、われわれの想像力は、この規則性が未来にも続くということ（自然の斉一性）を想定し、『今日前にある A' は A と同じである』と感じ（つまり、A と A' の類似を同一性に取り違え）させて、『だからこれまでと同様 B が生じるに違いない』という信念に飛躍するために、『A=A'』と信じさせる証拠集めを始める。このような想像力の強力かつ絶え間ない働きによって、われわれは、ほんとうは不可知の未来や他人の心を過去や自分の心とほぼ同一であると信じ、わずかばかりの兆候から未来の出来事や他人の心を因果規則的に推理し、その推理を空想と気づくことなくリアルな信念や感情を抱く。しかし我々の信念の生む蓋然的推理がこのような想像力によって支えられている以上、それらに誤りの可能性がある。」（勢力, 2016, pp.72-73）

このように、われわれの信念には常に誤りを含む可能性があり、その原因は想像力であるというのがヒュームの主張である。

また、ヒュームによれば、論証によって示される知識は、想像力によって思い浮かべることができない知識であると言う。そのような知識から信念は形成されるが、その形成には、想像力は欠かせないとし、次のように説明している。

「論証によって示される知識についていえば、ヒュームは、それに反することを想像力が思い浮かべることができない知識と考えている。（THN¹³ I 3-7 p.66）しかも、ヒュームによれば、論証過程を自ら実際にたどろうとするときの自分の能力の非恒常性や計算違いの可能性を考慮すると、論証過程を経て知識に到達する際には、明証性の点で蓋然的なものとならざるを得ない（THN I 4-1 pp.121-122）という。/従って、直観であれ、論証であれ、蓋然的推理であれ、想像力という、非恒常的で誤りやすい能力が働いて初めて、何らかの知識や信念を獲得することができる」（勢力, 2016, p.75）

信念形成には、想像力が欠かせず、論証によって示される知識の形成過程に

13) Hume, David THN *A Treatise of Human Nature*, ed. by D.F. Norton and M.J. Norton, Oxford U. P., 2001

も、それは欠かせない。想像力が持つ、非恒常的で誤りやすい性質によって信念（知識によるものも含む）には常に誤りが含まれることになる。

このように、投票による結果を、みんなの意見を集約したものとして、みんなが従うことを受け入れるためには、その代表性が求められるが、投票対象となる選択肢とその間の選好順位の不正確性を考慮すれば、民意とされる投票結果の意味は、あいまいなものとならざるを得ない。

1.3 信念とわれわれの弱点の影響とコンヴェンションによる緩和

このように、信念を形成し、それによってさまざまな場面で判断を下す際、われわれは、接する人々を対等と見なさない傾向があるという。その結果、投票対象となる選択肢¹⁴⁾にも偏りが生じるであろう。しかし、その問題点は、コンヴェンションにより、その傾向がもたらす帰結が緩和されるとするヒュームの考え方を、勢力（2016）は、次のように紹介している。

「ヒュームによれば、われわれの共感能力は近親者や仲間により強く働きがちであるため、われわれには、自分に近い人を偏愛する傾向がある。また、個人の経験の狭さと、慣れ親しんだ言語用法への執着から、誰しも偏った判断に囚われがちである。…/… 一方で、ヒュームは、近親者を偏愛したり、偏狭な人為的世界観をつくって異質な他者を排除することに共謀しがちなわれわれの自然な弱点が、歴史的にみればコンヴェンションから生まれる工夫の試行錯誤によって、ある程度緩和されるとも考えている。そして、ヒュームは、哲学者、歴史家として、さまざまな言語用法や制度の形が、コンヴェンションによって生成されることを観察、推理するだけでなく、実際に、多様な判断や言語使用を糧にして互いの経験を拡大し、コンヴェンションを誘発させることを、自らの任務である、とも考えている」（勢力、2016、pp.88-89）

この引用の前半、つまり近親者を偏愛したり、偏狭な人為的世界観をつくつ

14) 選択肢が選ばれば、それは政策となるので、その設定には、一般意志を意識する必要がある。一般意志を探ることは、自己の利益追求を離れ、自分のなかに深く潜り、他者と人間としての共通点を見付け（坂井、2015、p.77）、それを尊重しようとする営みである。（坂井、2015、p.78）

て異質な他者を排除したりすることに共謀しがちなわれわれの自然な弱点は、最悪と思われる事態を生んできたと同時に、その影響や、その及ぶ範囲のある程度緩和するようにコンヴェンションが作用してきたという。

信念形成過程で含まれる誤りの可能性とその誤りを含んだ信念による様々な事態が、コンヴェンションによりどのように緩和されて来たかという議論を受け、われわれの弱点がどのような形で具体的に観察され、それらが与える影響がどのように緩和されてきているかについては、次の文章がそれを的確に表している。

われわれは、『『生活上の必要、或は生活とのつながりにおける心地よさ』を探すこと』（勢力, 2016, p.12）によって、「科学的知識や技術、法や様々な社会制度までも広義の道具（生活において不愉快を減らすための人為）」（勢力, 2016, pp.12-13）を発明し、それを受け継ぎ、洗練することで、人間と道具のあるべき形を模索してきたという。また、人間の支配・被支配の関係性を解消するための民主主義もこの広義の道具と言えらう。

1.4 民主主義の実現可能性

民主主義の土台であるルソーの社会契約論も、勢力（2008）で取り上げている経験論の文脈で考えれば、広義の道具という事になるであろう。さらに、坂井（2015）では、その特徴を次のように述べ、辿り着けない北上の指針と述べている。

「現行の社会制度に飼いならされきつたお前は、その依存状態において奴隷そのものだというわけだ。/『社会契約論』が指し示す範型は、北へ歩く旅行者にとっての北極星のようなものだ。いつまでもそこには辿り着けない北上の指針である。そしてルソーが描いた範型と現行社会との差異は、現行の諸問題を人民主権の角度から浮き彫りにして、ときに私たちが当惑させる。」（坂井, 2015, pp.93-94）

しかしながら、実現したことがないから目指さなくて良い、できないからで

きなくて良いという発想ではなく、異なる意見を持つ多様な人間の利害が錯綜する中、想像力を起点として築かれる信念の不安定さを知り、そこから、一般意志を探ろうと心掛け、常にそれに近づこうとする姿勢が重要であるということである。つまり、ここにおける指摘は、絶え間ない修正を繰り返しながら、社会の範型を念頭に、今ある現状を理想の形に近づけるよう皆が取り組み続ける姿勢の提示と考えられる。その中には、投票の結果を民意と呼べる投票方法を探る取り組みも含まれる。

以下では、国が行うスポーツ政策で、ここで議論した、課題をどのように克服していくのかについて、スポーツの持つ民主主義的態度の涵養機能を軸に議論する。

2. スポーツによる民主主義的態度の涵養可能性

市場社会では、市場における経済活動に起因して生じるさまざまな社会問題を、政府は政策によって解決を図るよう行動する。現在、政府は、スポーツ政策に予算を配分し、われわれの暮らしの向上を目指している。スポーツはわれわれが気軽に取り組める遊びであるため、遊びを通じて人々が共通利益を感じるルールを構成員間で模索し、それを定めて、それに自らが従おうとする、この一連の態度を育み、投票に基礎を置く民主主義の深化が可能であれば、民主主義的社会実現の手段として魅力的である。スポーツに限らず、このような取り組みは、あらゆる機会に必要なことは当然である。

投票は、複数の選択肢から一つの選択肢を選び、それに従うという極めて拘束的な結果をもたらす意見集約の手段である。投票方法や投票への態度によっては、多くの人々の望まない結果が選ばれることもある。同様なことが、スポーツに関係する場面でも行われるため、その経験に基づき投票に関係する諸事象を評価する機会とすることもでき、その原因の一つである、われわれの信念に含まれる誤りに気付く機会をスポーツが提供することを指摘する。

また、スポーツは、対等な立場の相手と共同してスポーツを成立させているので、民主主義の前提である、支配・被支配の関係にない対等な人間の概念を理解する経験ができる点も指摘する。

更に、スポーツは遊びのため、競争、幸運の追求、模倣、眩暈を求める、われわれの強力な本能¹⁵⁾に働きかけスポーツに魅力を感じさせる。その特性を若者に対し適用し、われわれが豊かな暮らしを目指し生み出してきた法を含む社会制度などの学校教育で提供される知識の獲得を条件に、スポーツへ参加してもらい、その重要性に気づかせる機会になる点も指摘する。

最後に、遊びを楽しむための組織運営の視点から、スポーツによる民主主義的態度の涵養に向けた様々な取り組み機会の一体的な提供が、民主主義社会の深化につながることを指摘する。

2.1 若者の社会的成長機会を提供するスポーツ

レイナー (2013) は、社会がスポーツを振興する目的について、それが若者の多面的な成長に資する場合とし、その際、指導者が若者の成長に極めて大きな責任を負う点も含めて次のように述べている。

「若者の身体的、精神的そして社会的な成長を助けることを本来の目的として、社会はスポーツを振興する。そして、その指導者にも若者の成長を第一の目的とみなすように求める。さらに、この長期の目的を達成するよう指導者に対して、社会は、勝利することや楽しむといった二次的で短期の目的をも達成するように奨励する。/… 社会が勝者を賞賛するため、社会が若者の育成より勝つことを評価しているかのように見えることがある。だがこの賞賛は、社会におけるスポーツの価値を理解しない者たちが言っているだけであり、そんな考えは捨て去るべきである。」(レイナー, 2013, p.15)

つまり、スポーツを通じて、人間の支配・被支配の解消を目指す民主主義の進展に寄与する人材として若者を成長させる手段となる時もこの主張に含まれ、そこに社会は期待しているのであり、勝つことのみを目的としているのではないのである。

この点は、スポーツに関わる人々だけでなく、すべての人々が、競技スポー

15) カイヨワ (2013) 「遊びの墮落」 p.107 参照

ツであっても勝利が二次的で短期の目的であることを知っておく必要がある。スポーツが若者の成長を促す機能を有することこそがスポーツの価値¹⁶⁾であり、以下では、それを議論する。

2.2 スポーツへの関わりが育む態度

ここでは、スポーツに関わることで、われわれの弱点に起因して生じる問題点を明らかにし、民主主義を支える人材育成機会の提供が可能となることを紹介し、社会がスポーツの振興を推進する意義を確認する。

投票の際、選択肢への選好順序を決める土台となるのが信念である。スポーツは、その信念形成に誤りが常に含まれることに気づかせる機能を持つ。

投票結果に誤りが含まれ、皆の意見が結果に完全に集約されないので、皆が進んで従う決定にはならない。このことは、投票結果に向かい合う謙虚な姿勢に結びつく。

スポーツで生じる想定外の事態に直面することは、ルールの趣旨に従った判断を行えるようになる機会を提供し、同時に、ルールの完成度を高める修正の必要性も認識するきっかけとなる。

また、スポーツには、競い合う相手が必要となり、共同してスポーツを成り立たせている点において、敵を対等と考える土台がある。能力差において、絶対的な平等は完全には実現しないだろうが、競技において自分の優越性を人に認められたいという欲望に導かれ、人はこの不可避の不公平を相殺し、ある程度、緩和しようとする¹⁷⁾。スポーツのこの側面は、「人々を対等に扱い、人間に共通の必要を尊重し、平等性を志向する傾向を持つ」（坂井, 2015, p.76）民主主義の前提のように、対等な相手と、競争の条件をできる限り平等に近づけようとする傾向を持つという、類似点を持っている。

遊びの墮落¹⁸⁾を知ることで、現行投票方法下での投票結果への影響の軽減

16) スポーツの価値の一つに、競い合う相手の存在がないと競争ができないという意味で、対等な個人とする点である。民主主義の前提と近い考え方と言える。

17) カイヨワ (2013) pp.47-48 参照

18) 遊びの墮落を栗田 (1992) は次のように言っている。「視点を変えれば、遊びは社会や人々に多種多様の害毒をもたらす。/ (….) 遊びは、つましい日常生活への嫌悪感を増長させるし、途

を期待できる。

スポーツを楽しむ対等な個人としての他者の存在を認識し、身近な他者への共感・同感が促進され、共通利益の一般的感覚が誘発され、ルール作りやその修正がもたらすメリットを背景に自己拘束的なルールに皆で従う感覚を獲得できるであろう。このことは、将来的な投票方法の変更を促す効果にもつながることを期待させる。

2.2.1 スポーツを通して信念形成過程にある誤りの可能性を知る

加藤・山崎 (2008) では、スポーツに関係する出来事について、われわれが通説としている信念の形成過程に影響を与える要因を紹介している。

1) 論証された知識の不正確な理解を根拠とした因果的信念

ここでは、その例として、確率を挙げている。打率は、何打席中何本安打を打ったかを示す値であるが、選手の打率から、次に起こる結果を予測してしまう。各打席は、安打を打つか打たないかであり、その確率は等しいが、凡打が続くと、次は安打を打つなどと予測してしまう傾向がある点を指摘している。

2) 強い印象のイベントを根拠とする信念

「代表性バイアス」(加藤・山崎, 2008, p.18) と呼ばれる現象で、印象的な出来事に記憶はウェイトを置いたり、直近の印象的な出来事に大きなウェイト置いたりする傾向が強く、判断を誤らせる信念の形成につながる。

3) 小さなサンプルを根拠とする信念

われわれの経験できることは有限であり、場合によってはさらに少ない。それらから全体を推し量ろうとする傾向がある。悪い出来事は記憶に残りやす

方もない気晴らし行為に走らせ、人間性を破壊させる。文化的努力や社会的責任や関心を弱めさせる結果にもなる。/それというのも、遊びが楽しいからである。楽しいから、なかなかやめることができず、ときに行きすぎてしまう。遊びのルールから逸脱すると、遊びは害になる。/真剣に遊ぶこと、ありったけの力を出し尽くすこと、全財産、生命まで賭けること、いずれも遊ぶ者の自由である。しかし、あらかじめ定められた限界で立ち止まって、理性によってブレーキをかけないと、人々は奈落の底に落ち込む。こういう状態を、カイヨワは『遊びの墮落』と呼び、遊びの分類に従って、『墮落』を(…)分類する。(栗田、1992、p.134) 特に、スポーツについての遊びの墮落は、暴力、権力意志、術策などが挙げている。

く、少ないサンプルでの因果的な推論から、信念を形成してしまうという指摘である。また、自分の経験は絶対で、他人の経験は特殊と考える傾向があり、自分の狭い世界での経験を一般化する傾向から信念が形成されてしまうこともある。

4) 運を能力と錯覚することを根拠とした信念

偶然性が高いギャンブルなどでうまくいった場合、それを自らの能力と錯覚してしまう傾向を持っていて、根拠のない自信により信念が形成されることがある。

スポーツの因果に関する蓋然的推理は、上記のような信念の形成過程を経て獲得され、それに基づき、様々な判断を行う結果と理解できる¹⁹⁾。

2.2.2 想定できない事態をルール of 趣旨に沿って運用し改善する

われわれは、日常の暮らしの中で行動を制約するルールに常に直面する。このようなルールの決定は、スポーツに関わる場面でも、常に行われる。それらは、話し合いを基礎として行われるため、決定されたルールの不具合について、その運用を経験し、それに基づき評価する機会を得ることになる。

意図しない選択肢がルールとして選ばれ、必要以上に拘束的なルールになったり、必要な拘束が担保できないルールだったりする可能性がある。

勢力(2016)がヒュームの考えとして紹介するように、われわれの共感能力は、近親者や仲間強く働くという偏愛傾向があるため、意見集約の結果を操作する行動や誤判断などにより、このようなことが生じる原因の一つと考えられる。

これらを考慮すれば、ルールを皆で守ることは重要であるが、同時に、不具合を生じさせる原因に働きかけ、ルールをより良いものに変えていくことも重要である。また、想定外を事前に想定できないため、想定外のことが起こったとき正しい判断ができるように常日頃から備えておかなければいけないことを次の文は述べている。

19) 加藤・山崎(2008)では、野球における通説を、データを用い科学的に、その統計学的検証を通じて、信念に含まれる誤りの可能性の指摘を行っている。

「ルールがすべてを想定していれば、想定外のことは起きない。…/もちろん、ルールに不備がある場合もある。…/…世の中何が起こるか分からない。スポーツも同じ。」(大村, 2014, p.87)

ルールを守ることについて、われわれが、どのように振る舞うべきかについて、大村(2014)は、次のように述べている。

「ルールに従うのは最低限、フェアプレーとはそれ以上のこと」(大村, 2014, p.103)

今あるルールに書かれていない事態に対し、それを根拠に自らを利するよう
に行動せず、ルールの趣旨に沿った適切な運用判断と、それを行動に移すこと
が重要であることを示している。これは投票の際、選択肢への選好順序を、戦
略的に自らに都合のよい結果を得るために偽らず、自らの選好順序に沿った投
票行動をとることが、一般意志を探る試みとして望ましいことと類似している。

また、われわれの共感能力に内在する弱点から、常に影響を受けないように
心掛けつつも、それが避けられないことを認識し、結果に対応できるようにな
る機会を経験することもスポーツに関わる意義である。

2.2.3 ルールを常により良いものにする

今あるルールを、そのルールを守りながら手続きに従って改善していくに
は、ヒュームの言うコンヴェンションを働かせることである。つまり、「人び
とが相互に表現しあう『共通利益の一般的感覚』が、不便や無秩序を減らすこ
とに役立つルールの適切な形を人々に自然に探らせる」(勢力, 2016, p.82) よ
うスポーツの経験を通して気づかせて機能させるのである。

不便や無秩序を減らすために適切に行動するのであり、勝つためや自らを利
するために、変更するものではない。このことも、自らを利するために虚偽の
選好順序に従い投票しないとする投票行動に類似する。

以下の主張も、スポーツの勝敗が不確実であるため勝つことのみを目的とすることは難しい。従って、それを人生のモデルとするためには、決められたルール下で、どのようにプレーするかが重要であることを言っている。これは選好順序通りに投票すると、自らを利する選択肢が選ばれず、敗れるかもしれないが、我々のことを決めるためにどのように投票に臨むかという、姿勢に関する行動規範と言える。ここでも選好順序通りに投票することが期待される。

「競技スポーツは勝つことを直接の目的としているけれど、スポーツの目的はどうも勝つことだけじゃない。少なくとも勝つことだけじゃないようだ。それでは、人生の目的は何か…/人生に勝ち負けの基準がないとすると、スポーツ以上に、プレーすることが大事になる…/… ルールに従って、ときにはルールを改良しながら、自分でやりたいと思ったことを追求する。分野は何だっていい。… どの分野でも納得できるようプレーしたい…/… だからこそスポーツは人生のモデルになる…。オリンピック憲章の『オリimpiズムの目標は、あらゆる場でスポーツを人間の調和のとれた発育に役立てることにあ
る』(根本原則3項) というのもそういうことだ」(大村, 2014, pp.92-93)

レイナー (2013) が言うように、「社会は、勝利することや楽しむといった二次的で短期の目的をも達成するように奨励する」結果、「社会が勝者を賞賛するため、社会が若者の育成より勝つことを評価しているかのように見えることがある」という点を考慮すれば、大村 (2014) の、この「競技スポーツは勝つことを直接の目的としている」という引用部分は、「競技スポーツは、勝つことを目的の一つとしている」との主張であり、競技スポーツを含む、スポーツ全般は、勝つことだけを目的にしてはいないといっている。スポーツでは、どのようにプレーするかが重要となり、投票する姿勢にもフェアプレーの精神が望まれる。

2.2.4 対等な個人関係を体験する

スポーツには、対等な立場の相手が必要であり、共同してスポーツを成立させている。そこに人を人として対等な存在と考える基礎がある。また、人を人として対等な存在と考えるためには、自分自身が有能であることを信じられることから得られる自尊心を持つことが大切となるとレイナー（2013）は指摘する。

偶然で決まる不確実な勝ちに自尊心の抛り所を求めることは望ましくなく、勝とうとするのは大切だが、それへのプロセスのほうが大切であると、勝利至上主義が自尊心に与える影響を考慮して、それを否定する意義をレイナー（2013）は次のように述べている。

「自己認識を養うには、自尊心を理解するということである。…指導者と選手は、競技の勝敗で自尊心を決定してしまうことがある。しかし残念ながら、勝敗はコントロールできるわけではないので、自尊心のコントロールをも失ってしまう。…/自尊心の基礎を勝敗に置くことは、精神衛生上好ましくない。真の自尊心は、競争や比較によって得られるものではない。自分自身を有能で価値ある人間だと信じて幸せに思えることが、ポジティブな自尊心をいだくということである。自尊心とは、他人を負かして手に入れるものでなく、自分自身の規範に恥じない行動から得られるものである。」（レイナー, 2013, p.9）

勝敗は偶然で決まり、常に勝ち続けることが難しいので、結果に向けたプロセスが重要であるとしている。大村（2014）も、次のように述べている。

「『人生で大切なことは、成功することではなく、戦いに挑むことである。つまり、本質的なことは、勝利を手にするのではなく、いかに戦ったかである』…結果ではなくプロセスが大事だ」（大村, 2014, pp.71-72）

個人の振る舞い方として、勝つことだけでなくどう振舞うかが大切であり、

そこからの教訓を人生に活かすならば、人生には勝負の基準はないので、どう生きるかがより大切であると言える。ポジティブな自尊心はこのような規準に従う行動から得られるとの主張である。

ルールに現れない部分を越えたフェアプレーや、決められたルールの下で創造的にどうプレーするかなどがもたらす有能感の涵養は、自尊心を育て、民主主義における対等な個人として相互を尊重する基盤となる。

他方、勝利を得るために相手を欺く戦略的な行動はルールの範囲内では可能である。しかし、勝利至上主義は、ルールを逸脱し、あるべき自身の行動規範を自ら欺くことを誘発する。このような行動は、投票対象としての選択肢の選好順位を決める際、自己の利益追求を離れ、自分のなかに深く潜り、他者と人間としての共通点を見付け²⁰⁾、それを尊重しようとする行動には結び付きにくいであろう。自尊心が、自らの行動規範に反しない行動から得られることを念頭に置けば、勝利至上主義が、行動規範の前提となることは、勝敗という不確実な結果が、自尊心に影響を与えるため望ましくないとと言える²¹⁾。

2.3 社会が蓄積した知識の獲得動機としてのスポーツ

民主主義は、投票で一般意志を探ろうとする方法の一つである。その際、社会制度がどのような機能を持ち、どのような社会を目指しているのかについての知識や信念が必要である。

レイナー（2013）は、社会制度やそれが生まれた背景などへ関心を持たせる動機付けとしてのスポーツの機能として、スポーツに関心を持つ若者に、スポーツにかかわることに条件を付けることで、社会的な成長を促すことができるとして次のような出来事を紹介している。

「(この若者は) なまけ心からか、無関心からか、学校の勉強はしなかった。

20) 坂井（2015）p.77 参照

21) 堂目（2009）によれば、アダム・スミスの言う公平な観察者を心に育めば、その存在が、勝利という結果の不安定さ故に生じる競技における負けではなく、競技に向かう賞賛に値するプロセスと行動を内面から励ましてくれ、自立した自身の有能感から自尊心を保つ一助となる。同時に、良い動機から意図しない結果、賞賛に値しない結果にならないように心掛ける「見えざる手」が働くのアダム・スミスの指摘を紹介している。

…（この若者は）フットボール部に入部しようとした。… 彼がチームに加わる前に、コーチは、… 減量と勉強の成績を上げることを彼に課した。両親と牧師は、彼に何か月もの間、両方を実現させようと努力したが失敗していた。しかし、彼はプレーする機会を得るために、熱心に励んで現在はプレーしている。」（レイナー, 2013, p.18)

2.4 アソシエーションの民主主義的な運営機会

スポーツへの参加機会を提供する利益を目的としない団体としてのアソシエーションでは、ルールを決めて、それに従って団体運営を行う。その経験は、国や自治体の運営を見据えたものになるとして、大村（2014）は次のように述べている。

「アソシエーションで学んだことが、自治体や国の政治に役立つ、その意味で『アソシエーションは民主主義の学校』と言われることもある。/ルールに従って組織を動かす。メンバーの意見をよく聞き、公平な方法で決定を下さなければならない。… こういうことが身につけば、自治体や国の政治に、より積極的に関与することもできるようになるし、自治体や国の政治を批判的に評価することも可能になる。…/… 政治参加とともに法参加でもある。…/… 『政治』というのは、共通の目的のために、共同体の-国なら国の、自治体なら自治体の-意思の決定をすること…。『法』は、そのための前提、あるいは手段」（大村, 2014, pp.174-175)

ここでは、法が組織運営の手段であり、そのことが身につくことで、共同体の意思決定を通じた組織運営能力の獲得につながる。

先に述べたように、すべてを想定する完全なルールは存在せず、常に、その隙間を埋められる判断力を備えていなくてはならない。それがスポーツマン（パーソン）シップと呼ばれるもので、大村（2014）では、「彼我の立場を比べて、何かの事情によって得た、不当に有利な立場を利用して勝負することを拒否する精神、すなわち対等の条件でのみ勝負に臨む心掛けを言うのである

う」という池田（1949）を引用し、それを「正々堂々（正面から立ち会う）と公明（公平で隠し事のない）に勝負を争う（全力を尽くして競技をする）」（大村, 2014, p.100）ことであると述べている。

これは、民主主義の前提である、相互に対等な人間として認め合う約束を基本に置き、多様で異なる意見を持つ人びとが、相互に表現しあい、コンヴェンションという「共通利益の一般的感覚」が、不便や無秩序を減らすことに役立つルール of の適切な形を人々に自然に探らせることによって、共同体の運営を行うことを可能にすると理解できる。そのためには、多様で異なる意見が存在することを許容し、相互に自らの考えを表現しあえること、それらが、なぜ発せられているかについて関心を持ち、許容するという寛容さが必要となる。意見の差異を超えて、共同で社会を構成し、社会は、人々の参加が可能になる仕組みや、競争を公平に行うための仕組みをつくり出さなければならないことを自覚するということである。

「スポーツは人間や社会に対する一つの見方を含んでいるだろう。正々堂々と戦う人間としてのスポーツマン（パーソン）。しかしスポーツマン（パーソン）は、敵味方を超えて共同してスポーツを成り立たせている。勝つことだけでなく、参加することに意義がある。/こうしたスポーツが成り立つためには、個人はスポーツマン（パーソン）としてのあり方を学ばなければならない。社会は参加が可能になる仕組み、競争を公平に行うためのしくみをつくり出さなければならない。」（大村, 2014, p.198）

さらに、スポーツクラブとしてのアソシエーションの運営は、次のような意味で、民主主義的態度を涵養する機会を提供できると大村（2014）は述べている。

「法というものを、自分にかかわるかたちで実際に使ってみる。そういう経験を持つ人が増えることによって、法の役割や機能に対する理解は深まるし、

法の運用を批判的にみる視点も身につく。… そのためには、アソシエーションに参加することが大きな意味を持つ。…/… ただ、自分たちのルールを自分たちで考える、ということがないと、… ほんとうのアソシエーションとはいえない。…/… 自分たちでよりよいルールを求めるという意識は、日常生活の中ではあまり表には出てこない。だから、この点を意識化する必要がある。… スポーツに照らして、ルールの役割を考えるのも法教育になりうる」(大村, 2014, pp.176-177)

この一連の議論は、法の運用や司法²²⁾に関連する点、および立法を含む法教育がスポーツを通じて実現できることを示している。

3. スポーツを通じた民主主義的態度の涵養環境の現状と今後

玉木 (2001) は、戦後 GHQ は日本においてスポーツを奨励したことを紹介し、他方で、それが戦前のスポーツを受け継いだものであったとの指摘も行っている。また、戦前のスポーツは体育の一部であり、大村 (2014) は、体育は「兵士の育成」が目的であったと言う。従って、現在も、戦前の「兵士育成」の体育の影響が残っている可能性があり、このような若者の育成環境が今も残っているならば、スポーツの民主主義的態度の涵養に影響を与えていることにな

22) 「(スポーツマン “パーソン” シップに関して) 要するに、勝敗の念を心頭から滅却し去って、全人格と全人格とが真つ正面から向かい合う、これがスポーツマン (パーソン) シップである。されば、技術の熟達、健康の増進の如きは、甚だ低級な副産物であって、ここに膠着し守柱することは、寧ろスポーツマン (パーソン) シップの異端外道である。技術の熟達、健康の増進、それは固 (もと) より結構なことであるが、それよりも遥かに大きな生命もあれば、貴い使命もある。若し子弟訓育の道を徳育、知育、体育の三つに別けることが、合理的方法であるならば、スポーツマン (パーソン) シップは徳育に位するものであって、体育に属するものではない。体育の教師が教えてはならぬというのではないが、修身の先生が忘れてはならぬのである。…/… 今でこそ斯く (かく) も云う (いう) もの、私は最初は彼らのスポーツマン (パーソン) シップを捕捉しえなかつたから、運動と裁判とは別物だなどと、下等な皮肉を弄んでいたが、彼らの教が漸く (ようやく) にして身に沁み込むにつれて、運動が判事になる所以が判明してきた。スポーツマン (パーソン) シップは… 人間道だが、これを体得するには、運動が… 直接の本道である。彼らは、学校の運動場で人間道を習って、それを法廷で操っているのである。… 正義の殿堂も校庭の延長である。」(大森, 1929, p24)

りスポーツ環境の現状の改善が民主主義的態度の涵養機会の確保のために必要となる。

ここでは、スポーツに係る環境について、兵士の育成という戦前の体育におけるスポーツとそれを引き継ぐ戦後のスポーツとの関係から、現在生じていることについて整理し、投票に及ぼす影響について議論する。

3.1 戦前のスポーツから引き継がれた戦後のスポーツの人材育成の課題

スポーツの価値を明らかにするためには、われわれの信念形成過程や自然な弱点、遊びが本能に強く働きかけ生じる事象を理解した上で、スポーツに係る環境で育まれる態度から、スポーツの取り扱われ方を検討する必要がある。

以下では、スポーツに係る環境で、どのような状態が生まれているか、大村（2014）、丹羽（2017）、玉木（2001）、永井（2013）を参考に見ていく。具体的には、戦前のスポーツを引き継ぐ戦後のスポーツの育む人材像とスポーツの民主主義的態度の涵養機能との関係について考察する。

3.1.1 戦前の兵士育成を目的とする体育とスポーツにより育まれる人材

大村（2014）は、戦前の体育の目的が兵士育成であったことを次のように紹介する。

「戦前は、体育と言えば、兵士の育成が目的だった… 競馬も軍馬の育成だった」（大村, 2014, p.37）

兵士は、上官の命令に忠実に従うことを求められる。そのことを、丹羽（2017）は、兵士が、敵を躊躇なく殺せるようにするプロセスとして、ベトナム戦争当時の、アメリカ軍の教官の次の言葉を紹介している。

「敵を殺させるには、相手が人間だという感覚を徹底的に奪っておくことが重要です。… 敵も同じ人間だと感じた途端、殺せなくなるからです」（丹羽, 2017, p.48）。

兵士も人間であり、このようなプロセスにより、敵を殺した兵士は、その殺人の記憶が長く本人を苦しめるという戦争神経症を患うという。また、兵士の育成には、人間を人間と思わず人を見下す思想が背景に潜んでいることは、この記述から容易に想像できる。これは、人々を対等に扱い、人間に共通の必要を尊重し、平等性を志向する傾向を持つ、一般意志と呼ぶものとは全く異なる思想である。

戦前の体育におけるスポーツも、このような系統を受け継ぐものであることを、玉木（2001）は次のように述べている。

「体育の授業では、審判を先生が務めることが多かったため、『審判は神聖』で、審判（先生）のいうことは絶対にきかなくてはならない『権威』あるもの、と考えられるようになりました。」（玉木, 2001, p.32）

これは、上官の命令を疑うことなく聴く姿勢を身につける訓練の下地を形成したものとと言える。この状態に加え、玉木（2001）は、「『富国強兵』と『殖産興業』」（玉木, 2001, p.28）のスローガンのもと、スポーツが持つ戯れ、遊びの要素が消え、運動、競技、強制性を伴う教育としての体育へと変化していったと言う。そのスポーツの性質の変化例が、ベースボールであると指摘する。当初ベースボールは、「精神修養」（玉木, 2001, p.27）に資するものではないとの批判を受けていた。そのため、ベースボールを遊びとすることができず、精神修養に資し、品性を研くものと位置付ける必要があり、その結果、「それを身体で示したのが『猛練習』」（玉木, 2001, p.28）となったと指摘する。その後、ベースボールの人气がさらに沸騰した為、いかにそれが教育的であるかという見方に変化してき、「大正 4 年 1915 年『野球は教育』」（玉木, 2001, p.31）とするイメージを定着させたとしている。そのころ軍国主義へと向かうなか、体育教育は軍事教練であるという見方が形成されてきたとし、1883 年（明治 16）に日本に紹介されたスポーツの持つ意味合いの時系列的变化を紹介している。

これは、大村（2014）の体育は兵士の育成を目的とするという記述と整合

する。

兵士は、上位下達の世界で指示を忠実に履行することを求められ、独自の視点で何かを主張することは抑制され、支配・被支配の関係に置かれる。兵士のように育てられれば、主体的に社会のことについて考えを持たなくなるであろう²³⁾。

この行動様式を投票行動の視点から見れば、意見を主導する投票者の追従投票者となる可能性がある。

3.1.2 戦後引き継がれた戦前のスポーツに育まれる人材像と今後

他方、玉木（2001）によれば、戦後、次のような目的で、スポーツは推奨されることになるという。

「GHQ（占領軍指令本部）は、『民主主義的態度は、民主主義的な行動の経験を通じて学ばれなくてはなれぬ』ものであり、スポーツを行うことは民主主義的な行動の経験であり、『規則に従ってやるスポーツマン（スポーツパーソン）は、こういう生活（民主主義的生活）のしかたのよい手本である』との考えから、スポーツを奨励しました。」（玉木, 2001, p.32）

ところが、「第二次大戦後、民主主義の世の中になって、教育は一変しました。が、体育にはあまりおおきな変化がありませんでした。」（玉木, 2001, p.32）と指摘する。それによって生じる、ルールや規則に向かう姿勢がどのような状態のまま戦後に引き継がれたのかが次のように示されている。

「そのとき日本人が『スポーツ』と考えていたものは、実は明治以来の伝統を踏まえた『体育』だったのです。その結果、様々な『非スポーツの要素』が残されました。…/… スポーツのルールというのは、… 自身がスポーツを楽

23) 「刑罰で無理やり言うことを聞かせた結果、模範囚のように言いなりになり、自主性や積極性が失われる恐れがあります。」(碓井, 2013) <https://news.yahoo.co.jp/byline/usuimafumi/20130302-00023704>

しむために考案し、改正してゆくものです。が、…/… スポーツのルールを遵守することだけを重視し、創造したり、変革しようという意思が希薄になってしまいました。/また、体育の授業では、審判を先生が務めることが多かったため、『審判は神聖』で、審判（先生）のいうことは絶対にきかなくてはならない『権威』あるもの、と考えられるようになりました。」（玉木、2001、p.32）

その結果、永井（2013）が指摘するように、人を対等と見なさない行動、暴力的な姿勢で子供たちを支配しようとする行動、これらに類似する次のような事態が、様々な現場で起こっている。

「特にスポーツでは勝者、強者こそ優越した存在という価値観が前面に押し出されます。そのため少年スポーツでは、エース格、中心選手がプレー中のみならず、普段の生活でも横暴な振る舞いをしてしまう例は少なくありません。また、成人のスポーツ組織でも、競技実績のある人物が引退後に役員などを務める場合、独断的な行為がたやすく容認されがちです。スポーツの世界では子供でも大人でも『強い者』の意向が優先され、強者の理論が通りやすいのです。そのため、スポーツ選手の暴力的行動、言動は、一般社会に比べて容認されがちな土壌があります。」（永井、2013、p.22）

スポーツに参加しようとする人々を勝利至上主義の下、勝利への貢献度をスポーツの目的と考える世界観をつくり、その中で人間を区別し、その価値観によって人々を排除しがちとなる点が述べられている。

「例えば小言を言いながら軽く小突くようなことは日本のスポーツ指導の現場では日常的に行われています。また、激しく罵倒したり、態度で威嚇したり、強く睨みつけたりすることで恐怖心を抱かせコントロールしようとする暴力行動も、日本のスポーツ指導の中ではよく見られます。… 権力ハラシメントを指導者が示すこともあります。… 選手として『見捨てられた』存在に追

いやむという行為も… 見られることです。」(永井, 2013, pp.3-4)

「程度の差こそあれ、… 肉体的、精神的苦痛を与えて選手をコントロールしようとする指導法は、日本のスポーツでは日常化しています。」(永井, 2013, p.4)

現場では、暴力を中心とし、支配・被支配の関係下で、民主主義が否定する相互に対等でない人間関係が形成されているという指摘である。

このような現状を受け、永井(2013)では、現在のスポーツの環境を通じて育成される人材の問題点を次のように指摘する。

「日本のスポーツ育成のネガティブな部分を取り上げ、その悪影響として、自己コントロール力が低く、他者依存的で、知的探求心の乏しいアスリートが生み出されていると指摘…。」(永井, 2013, p.107)

このように、無批判に指示を忠実に履行するようなスポーツマン(パーソン)に多くの人々が、「好感」を抱き、そのような青少年が、「いい子」と評価されているという。このような状況を、人々が戦前の兵士教育の影響を受けた形であるとして次のように述べている。

「大人は、子供が大人の価値観に従い、大人の機嫌をそこねないような振る舞いをし、大人に余計な手を掛けさせるような行動をとらずにいる場合に、『いい子』であると評価する…。…/… これは少年、青年でも同じで、…/… スポーツに親しんでいる青少年は、一般に『いい子』と評価されやすい育ち方をします。上位下達の世界で指示を忠実に履行することを求められ、独自の視点で何かを主張することを抑制されて育ちます。」(永井, 2013, pp.108-109)

「自分の価値基準を持ち、独自の視点で観察し、多様な要素を咀嚼し、決

断し、異なる視点を持つ相手とはきちんと筋道立てて議論して解決を試みる、などという訓練はほとんどなされず、むしろそうした環境がつくられていきます。… どちらかというそれを避けて、ひたすら指示に忠実に従うこと、その忠実さの精度を追求することが重視されるのです。…/… むしろ、どのような無理難題を押し付けられても、それを無批判で受け入れることが大切である、という選手を育ててしまうのです。」(永井, 2013, p.109)

これは、丹羽 (2017) における兵士を、敵が殺せる兵士に変える過程に類似している。そういう意味で、大村 (2014) で述べられている、戦前の体育を、現在のスポーツに関係する環境も受け継いでいると言え玉木 (2001) の指摘を裏づけることになる。さらに、奴隷としての服従という状態に似ているとも言える。

以上の議論から、軍事教練の性質を受け継いだ体育の影響で、スポーツに関係する環境には支配・被支配という相互に対等でない関係が築かれ、無批判に指示を忠実に履行することに「好感」を抱き、「いい子」と呼ぶ環境がつくられた。それらの「いい子」とされる子供たちは、プレー中のみならず、普段の生活でも横暴な振る舞いをし、成人になっても独断的な行為がたやすく容認され、「強い者」の意向が優先され、強者の理論が通りやすい環境となっているという指摘である。

スポーツに関係する環境下で広がっているこのような行動規範や価値観を、遊びの範囲を超え現実の社会に適用する遊びの墮落²⁴⁾の状態、成人となった「いい子」の追従者が居れば、投票の際その追従する者の人数分の票が特定の人に集約することになったり、意図した選択肢が選ばれるように、選好順序を偽ったり、他の投票者に働きかけ結果を操作しようとすることも考えられる。このよう状況では、一般意志を探ろうとする民主主義で、皆を代表する選択肢が選ばれなくなる可能性が生まれる。

24) ルールの範囲内で、創造力を発揮し、勝利に向け戦略的に行動することはスポーツでは許容されているが、ルールの趣旨を逸脱した戦略的行動は、許容されない。投票では、戦略的行動により誤った選択肢が選ばれることがある。

永井（2013）は、スポーツの持つ、このような負の側面を取り除くために必要となる人材育成の具体像を次のように示している。

「論理的、科学的に考え、自分の意思を的確に伝えられる力を持つことがスポーツマン（パーソン）の最低条件であるとする価値観を育てることが必要で、…自分の視点を持ち、自分の言葉で語り、相手の考えも受け入れてよき結論を探る作業ができる…少年を『いい子』と評価する世の中にすれば、…体罰、暴力、理不尽なトレーニングなどは…駆逐されていくはずです。」（永井, 2013, p.110）

スポーツに関わり、このような遊びの墮落に陥らず、情報収集し、多面的な物の見方を獲得して正しい判断ができるように十分取り組み、自分の頭で熟慮するような人材を育むことは、投票の際、重要である判断の独立性を担保する。

このような投票に臨む際、重要とされる態度をスポーツを通じて知るとは、独立して判断することの意義の理解に役立つであろう。さらに戦略的行動から影響を受ける投票結果の修正につながるであろう²⁵⁾。

3.2 社会が蓄積した知識の獲得動機としてのスポーツの価値の毀損

遊びとしてのスポーツに対する社会の認識次第では、スポーツの持つ価値を棄損する可能性を持つ。関心のあるスポーツを存分に楽しむために、さまざまな学び、学習をその条件としても、子供にとって主であるスポーツに魅力があり、スポーツを継続する意思が存在する場合、学びとの両立の可能性は高いと考えられる。これは、レイナー（2013）でも指摘され、その効果が期待できる。

これは、好きなスポーツを続けるために、必要となる知識の習得を条件に学校教育に参加した場合でも、正課外の部活動におけるスポーツ活動が主目的ではあるが、正課外のスポーツ活動への意志が継続している場合、有効となる。

しかし、正課外としての部活動への継続意志が、永井（2013）が指摘するように、自らの評価を高めようとする指導者が子供たちを支配する指導法とし

25) 坂井（2015）p.68 参照（判断の独立条件に関連して）

て体罰やそれに類する手段を用いていることなどの理由で継続困難になると、本来ならば主となる学校での学びが、当事者にとっては、主ではない為、正課に負の影響を及ぼすことにつながる可能性がある。その際、正課外の部活動というアソシエーションで、部の構成員の行動を制約するルールを決めたり、多様な意見を集約したり、全体としてそれらを調整したりして構成員間の意見集約をして組織を運営することから得られる、民主主義的態度の涵養機会を失うことにもつながる。

また、正課への関与が弱くなることで、社会が蓄積した知識の獲得動機が影響を受け、それらの知識を得る機会の喪失につながるであろう。そのことは、個人の将来を変える可能性を持つため、正課外の活動を主とする若者に関わる大人の在り方には大きな責任が伴うことになる。

軍事教練的スポーツ環境がスポーツ継続の意思を弱め、本来の目的であるスポーツを続ける意思が後押しする学びの意欲の減退が、若者の成長機会を毀損させる。

結論

民主主義が人間を相互に対等な人として認め合い、一般意志により共同体を運営することで実現する理想的な形であること、その多様な意志の集約手段に投票が行われることを、坂井（2015）で確認した。

投票を行う際、選択肢と選択肢間の序列は、その都度各々の信念により決定されるが、その信念の形成過程には、想像力が重要な役割を果たし、信念には誤りを含むことになる。その結果、一定の割合で誤った選択肢に投票してしまう問題や、投票方法によって、投票結果が異なる場合も存在することがある。

また、近親者を偏愛したり、偏狭な人為的世界観をつくって異質な他者を排除することに共謀しがちなわれわれの自然な弱点からも、信念形成は影響を受け、信念に基づく判断も誤りを起こす。

他方で、歴史的に見れば、われわれの弱点から生じる問題の不愉快を減らすために、コンヴェンションから生まれる工夫と試行錯誤を通して、科学的知識や技術、法や社会制度など、様々な成果を手に行っている。人間の支配・被支配

の関係性を解消しようとする民主主義も、その工夫と試行錯誤の成果と考えられる。これを受け継ぎ、洗練する継続的な取り組みもコンヴェンションから生まれる工夫と試行錯誤となる。

民主主義を深化させるには、われわれの民主主義的態度の涵養が必要である。その手段の一つとして、戦後 GHQ がスポーツを奨励した。スポーツに関わる人々が共通利益を感じるルールを構成員間で模索し、それを定めて、それに自らが従おうとするこの一連の行動が、民主主義を支える人材の手本であり、その育成に有効な手段と考えていたことがその理由である。

まず、スポーツは競技であり、優劣を競うものである。競技を成立させるためには、相手を対等人として認めなければならない。その上で、お互いを拘束するルールを定め、それを経験することで不具合を認識し、相互の共通利益を感じられるような改善に向け熟議が行われる。

改善に向けた議論には信念が必要となり、その形成過程には、想像力が欠かせないため、そこには、誤りが含まれる。日常生活でそのことに気づくことが難しいが、スポーツで起こる事象への信念を検証することを通して、その誤りを認識する機会となる。

スポーツは、ルールに従いプレーするが、ルールが想定していない、ルールが想定できない領域があり、そこでルールの趣旨に従いどう振る舞うかを学ぶ機会も提供できる。この振る舞いがフェアプレーであり、その行動規範がスポーツパーソンシップである。英国におけるスポーツは、「学校の運動場で人間道を習って、それを法廷で操っているのである。…正義の殿堂も校庭の延長である」（大森, 1929, p.24）とされ、民主主義における法の運用のための規範を学ぶ機会となっている。

ルールに現れない部分を越えたフェアプレーや、決められたルールの下で創造的にどうプレーするかなどの行動は有能感を涵養し、自尊心を育むとされ、そのことが、民主主義の前提である対等な個人として相互を尊重する基盤の形成につながると思われる。

このような機能を有するスポーツに接する機会を提供するものが、アソシエーションと呼ばれる組織であり、その運営も、国や自治体という組織を法に

従い運営する行政の経験をする機会として有益とされる。そこで決められるルールは、構成員との意見交換により決められる必要があるので、自分たちのルールを自分たちで考え、よりよいルールを定め従うという意識を通じて立法の経験にもつながる。

このように、スポーツに関わることを通じ、スポーツのルールやアソシエーションの運営のためのルールを、共通利益を基本に考え、それに従い、ルールの趣旨に沿って、想定できないことに対応できるように継続的に取り組むことが、民主主義的態度の涵養機会となるであろう。

スポーツは遊びのため、競争、幸運の追求、模倣、眩暈を求める、われわれの強力な本能に働きかける。その結果、スポーツに魅力を感じる若者に対して、本来、主となる学校教育で提供される、われわれが豊かな暮らしを目指し生み出してきた法などを含む社会制度などの知識の獲得を、スポーツ参加の条件とすることで、それらの重要性に気づかせる機会も確保できる。

これらが、民主主義的態度の涵養機会を提供するスポーツの価値といえる。これらの理解を通じて、日本におけるスポーツ環境の現状を、スポーツが勝利を追求するだけの場とせず、民主主義社会を支える人材育成の場にする必要がある。

日本におけるスポーツの環境は、戦前の軍事教練の流れを継ぐ体育の影響を受けている。従って、スポーツの環境には支配・被支配という相互に対等でない関係が築かれ、無批判に指示を忠実に履行することに「好感」を抱き、「いい子」と呼ぶ環境がつくられている。それらの「いい子」とされる子供たちは、プレー中のみならず、普段の生活でも横暴な振る舞いをし、それは、成人にも引き継がれ、独断的な行為がたやすく容認され、「強い者」の意向が優先され、強者の理論が通りやすい環境となっている。

スポーツは遊びであるため、本能に強力に働きかけ、それが行き過ぎて暴力、権力意志、術策と呼ばれる遊びの墮落につながることもある。そのようなスポーツの環境では、自らを利する望ましい結果に向けて虚偽や棄権を含む戦略的行動を容認する規範が育まれ、それを遊びの範囲を超え現実の社会に適用する可能性がある。

投票の際、判断の独立性が必要であり、情報収集し、多面的な物の見方を獲得して正しい判断ができるように十分取り組み、各人が最終的には自分の頭で熟慮して投票する態度が求められるが、仮に、追従者が居れば、実質その追従する者の人数分の票が特定の人に集約することになり、皆を代表する選択肢が選ばれなくなる可能性が生まれる。

財政によるスポーツ政策では、論理的、科学的に考え、自分の視点を持つとともに、相手の考えも受け入れ、自分の言葉で意思を的確に表現して、熟議を重ね、よき結論を探るといふ、一連の作業ができる能力を育てるように、現状を認識してコンヴェンションを促し、スポーツの価値を理解するためのスポーツに関係する環境を整える必要がある。

参考文献

- Hume, David (2001), *A Treatise of Human Nature*, ed. by D.F. Norton and M.J. Norton, Oxford U. P.
- List, C., Luskin, R. C., Fishkin, J. S., and McLean, I. (2013) “Deliberation, Single-peakedness, and the Possibility of Meaningful Democracy: Evidence from Deliberative Polls” *Journal of Politics*, Vol.75
- Smith, Adam (1790), *The Theory of Moral Sentiments (Sixth edition)*; introduction by Amartya Sen; edited with notes by Ryan Patrick Hanley (2009), Penguin Classics
- 池田潔 (1949) 『自由と規律』岩波新書
- 大村敦志 (2014) 『ルールはなぜあるのだろう スポーツから法を考える』岩波ジュニア新書
- 大森洪太 (1929) 「法廷のスポーツマンシップ」『法律時報創刊号』日本評論社
- 加藤英明、山崎尚志 (2008) 『野球人の錯覚』東洋経済新報社
- 栗田房徳 (1992) 『「遊び」の経済学』朝日文庫
- 坂井豊貴 (2015) 『多数決を疑う 社会選択理論とは何か』岩波新書
- 神野直彦 (2002) 『財政学』有斐閣
- 勢力尚雅、古田哲也 (2016) 『経験論から言語哲学』放送大学教育振興会
- 玉木正之 (2001) 『NHK 人間講座 日本人とスポーツ』日本放送出版協会
- 堂目卓夫 (2009) 『アダム・スミス “道徳感情論”と“国富論”の世界』中公新書
- 永井洋一 (2013) 『少年スポーツ ダメな大人が子どもをつぶす!』朝日新聞出版

- 丹羽宇一郎 (2017) 『戦争の大問題 それでも戦争を選ぶのか。』東洋経済新報社
マイケル・サンデル (2010) 『これからの“正義”の話をしよう-いまを生き延びるための哲学』早川書房
ルソー (桑原武夫・前川貞次郎訳) (1971) 『社会契約論』岩波書店
レイナー・マートン (大森俊夫、山田茂監訳) (2013) 『スポーツ・コーチング学指導理念からフィジカルトレーニングまで』西村書店
ロジェ・カイヨワ (多田道太郎・塚崎幹夫訳) (2013) 『遊びと人間』講談社
吉田健一 (2015) 『英国に就いて』ちくま学芸文庫

参考ホームページ

碓井真史「体罰の 5 つの副作用」(2013/3/2 取得)

<https://news.yahoo.co.jp/byline/usuimafumi/20130302-00023704/>